

## 教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成23年3月7日(月曜日)  
午前9時31分～午前11時51分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 山本昌二委員長 岡山 隆 副委員長  
徳並伍朗委員 大中 宏 委員  
柴崎修一郎委員 荒山光広委員  
西岡 晃 委員 河本芳久委員  
秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員  
重村暢之 議会事務局長 岩崎敏行 議会事務局主査  
岡崎基代 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名  
村田弘司 市長 林 繁美 副市長  
永富康文 教育長 金子 彰 教委事務局長  
石田淳司 教委事務局次長 松本孝志 教委学校教育課長  
佐藤和美 教委社会教育課長 高橋文雄 教委文化財保護課長  
篠田 尊 教委体育振興課長 山田悦子 市民福祉部長  
古屋勝美 市民福祉部次長 杉原功一 市民福祉部市民課長  
田代裕司 市民福祉部地域福祉課長 佐々木郁夫 市民福祉部生活環境課長  
白井栄次 市民福祉部高齢福祉課長 堀 洋 数 美東総合支所市民福祉課長  
竹澤 茂 秋芳総合支所市民福祉課長

午前9時31分開会

委員長（山本昌二君） おはようございます。ちょっと委員会に入る前にちょっと市長さんに個人的なことになりますがお礼を申し上げたいと思います。実は昨日も一昨日もサイサイみとう、あるいはちょっとしたところでお会いした美東町の高齢者の方から、非常にですね美祢有線テレビMYTが入り出して12チャンネルで私どもは見ておりますが、非常に身近になったと言うことで喜んでおられました。そして孫たちの顔もテレビで見られると。見てみれば大田小学校、あるいは出ておりましたしですね。非常にですね字幕でもどんどんどん字が出るけど、非常に親しみのあるテレビが見られるようになったと言って喜んでおられました。まずはお礼方々ご報告しておきます。ありがとうございます。

それでは只今より教育民生委員会を開会いたします。よろしく申し上げます。それでは先の本会議におきまして本委員会に付託されました市長提出議案9件につきまして審査いたしたいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。初め市長さん、報告等ございませんか。

市長（村田弘司君） いえ、ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（山本昌二君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） 特にごございません。よろしく申し上げます。

委員長（山本昌二君） 各委員さん、何かご気付等、ご報告等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより審査を始めます。最初に議案第1号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第8号）を審査いたします。執行部より本委員会所管事項につきまして説明をお願いいたします。はい、田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） それではご説明を申し上げます。平成22年度一般会計補正予算（第8号）36、37ページをお開き下さい。まず歳出からご説明申し上げます。真ん中より下になりますけども、3款民生費・1項社会福祉費・目1社会福祉総務費の総予算額2億2,442万1,000円の財源を一般財源から市債に財源更正しております。続きまして、目2障害者福祉費であります。まず001障害者福祉経費のうち、通所サービス利用促進事業補助金におきまして、181万2,000円計上しております。この事業につきましては、障害福祉サービス事業所が送迎を実施するための経費にかかる補助金であります。今回

補助対象が、概ね10人以上の送迎から5人以上送迎している事業所に拡大されたことによるものであります。次の002障害者自立支援関連経費のうち、電算システム変更委託料におきまして292万円減額計上しております。これは法改正に伴う電算システム変更に係る委託料であります。当初の見込額に比較して少なく済んだものによるものであります。次の自立支援医療費扶助におきまして300万円減額計上しております。これは、当初自立支援医療費の対象者中、生活保護費受給者の人工透析1名分を見込んでおりましたが、結果、心臓疾患等の1名となりまして、人工透析との差額が見込まれることによる減額でございます。次の介護訓練等扶助におきまして5,666万6,000円減額計上しております。サービス利用者の死亡、また状態悪化による医療施設への入所及び介護保険施設入所のための退所。またホームヘルプサービス受給者証の発行を受けながらサービスを受けていない受給者も居ること。また平成18年10月から障害者自立支援法の改正によりまして、サービス事業所は平成23年度末、24年の3月でございますけれども、までに旧体系から新体系への移行を目標として国及び県も指導しております。当初、サービス事業者は22年度当初から新体系に移行され、受給者が最大のサービスをお受けになることとして、22年度予算を準備しておりましたけれども、平成22年4月1日に新体系へ移行予定であった施設の移行時期がずれ込んだため、その間のサービス費に差が生じたことによるものであります。次の003特別障害者手当等給付事業のうち、特別障害者手当におきまして190万3,000円減額計上しております。この手当は、障害の程度が著しく重度で、常時特別の介護を必要とする満20歳以上の在宅の障害者に対しまして、月額2万6,440円を支給する事業であります。現在18名に対し支給しておりますけれども、死亡、転出などにより当初見込んだ支給人員に達しなかったための減額計上であります。また次の障害児福祉手当におきまして48万9,000円減額計上しております。この手当は、同じく重度で満20歳未満の在宅の障害者に対し、月額1万4,380円支給する事業であります。現在22名に支給しております。これも死亡、転出などにより当初見込んだ支給人員に達しなかったための減額計上であります。

委員長（山本昌二君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、第3目老人福祉費につきましてご説明申し上げます。1-38、1-39ページの一番上からでございます。

説明の欄をご覧いただければと思います。001 老人福祉経費につきましては616万円の減額でございます。内訳は、下のとおりでございますけれども、まず緊急通報装置整備事業委託料につきまして、実績見込みに基づきまして160万8,000円を減額補正いたすものでございます。次に過年度国県補助金等精算返還金につきましては、前年度の社会福祉法人利用者負担額減免措置事業の精算の結果、超過交付となりました国県補助金を償還いたすものであります。続きまして、老人保健医療事業特別会計繰出金の10万9,000円の減額、それからその下の介護保険事業特別会計繰出金の541万7,000円の減額につきましては、以上二つの特別会計における今年度の実績見込みに基づきまして、それぞれ減額補正いたすものでございます。続きまして、002 老人保護措置経費578万7,000円の減額補正についてでございます。これは市外の養護老人ホームへの入所者にかかる委託料でございますけれども、本年度の実績の見込みに基づきまして、減額補正をいたすものでございます。続きまして、003 生きがい対策事業495万円の減額補正についてでございます。その内訳についてでございますが、まず記念品代の26万8,000円の減額につきましては、本年度開催をされました敬老会にご欠席された方々に対するお祝品の入札減によりまして減額補正をいたすものでございます。その下の報償金につきましては、80歳や88歳など人生の節目を迎えられた高齢者へ支給する敬老祝金、これにつきまして精算の結果155万円の減額補正をいたすものでございます。続きまして、敬老会開催委託料140万6,000円の減額についてでございます。本年度の敬老会につきましては、災害発生のため中止をされた厚保地区を除く6地区で開催されたところでございますけれども、敬老会を開催するにあたり各地域の実施団体に対して支出する委託料につきまして、精算の結果、減額補正いたすものでございます。続きまして、生きがい活動通所サービス事業委託料160万円の減額補正につきましては、デイサービス事業の利用者の減によるものでございます。続きまして、老人クラブ単位会育成補助金12万6,000円の減額補正でございます。これは、各地区に設立されております老人クラブの統廃合、これによりまして、補助金を支給する団体数が減少したことにもなるものでございます。次に004 施設整備費補助事業3,450万円の増額補正についてでございます。まず社会福祉施設整備費補助金の2,000万円の増額についてでございますが、現在、社会福祉法人豊徳会により、第4期介護保険事業計画

に盛り込まれております地域密着型小規模特別養護老人ホーム整備事業に対しまして、社会福祉法第6条に規定をされております福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務の趣旨を踏まえた上で、美祢市社会福祉法人の助成に関する条例の規定に基づいて2,000万円の財政支援を行うものでございます。続きまして、介護基盤緊急整備等基金補助金1,450万円の増額補正につきましては、この度、国におきまして、小規模特別養護老人ホームの整備目標の確実な達成を図るという観点から、この度助成単価の引き上げが行われました。本市におきましては、先程申しましたが、社会福祉法人豊徳会の整備する小規模特別養護老人ホーム、この施設が該当となっております、1床当たりの増額が50万円ということで、29床分の1,450万円を増額補正するものでございます。続きまして、第5目共楽荘費についてご説明いたします。002共楽荘運営事業の555万1,000円の減額でございます。これは本年度の実績見込によりまして減額補正を行うものでございます。私のほうからは以上でございます。

委員長（山本昌二君） 杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは続きまして、国民健康保険費・繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金といたしまして5,733万円の増額でございます。これは主に財政安定化支援事業繰出金の増額によるものです。次に後期高齢者医療費・繰出金といたしまして1,124万1,000円の減額でございます。これは保険基盤安定繰出金の減額によるものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） それでは続きまして、次のページ40ページ、41ページをお開き下さい。3款民生費・2項児童福祉費・目1児童福祉総務費であります。節23償還金、利子及び割引料におきまして過年度分21年度補助金等精算返還金といたしまして70万7,000円を計上いたしております。内訳としましては、保育所等機能強化推進費補助金、これは一時預かり事業でございますけれども、それに10万2,000円、2番目に児童環境づくり基盤整備事業補助金、これは子育て支援センターに充てるものでございますが、これが14万1,000円、3番目といたしまして、放課後子どもプラン推進事業補助金、これは児童クラブでございますが、46万4,000円であります。それぞれ事業実施

箇所数の減、開設日数により対象外となったための措置でございます。続きまして、目2児童措置費であります。説明中、私立保育園委託事業、私立保育園保育委託料といたしまして331万4,000円減額計上しております。市内4私立保育園のうち2園におきまして、当初見込み人数に比較して乳児の入所児童数が少なかったための措置でございます。次に、子ども手当支給事業でございます。子ども手当の扶助費といたしまして1,536万6,000円減額計上いたしております。これは受給対象児童数の内、公務員受給者数が多かったこと、また出生数が当初見込みに比較して少なかったことによるものであります。次に目3母子福祉費であります。児童扶養手当給付事業、児童扶養手当の扶助費といたしまして378万9,000円減額計上しております。これは昨年8月から父子家庭へも新たに支給されることとされましたけれども、9月補正予算において見込んだ数に比較して、父子家庭の申請者数が多くなかったことによるものであります。この辺の理由につきましては、父子家庭においては所得制限にかかったということで、数が見込んだより多くなかったというものであります。次に目4児童福祉施設費であります。公立保育園運営経費中臨時職員賃金を779万3,000円減額計上しております。これは、当初予算計上におきまして見込んだ数に比較して、臨時職員の応募数が少なかった。また中途退職もあったということでございます。しかし、見込んだ入所児童数も少なかったことによりまして、児童福祉法に定める保育士配置基準には合致しているところであります。以上で終わります。

委員長（山本昌二君） はい、古屋市民福祉部次長。

市民福祉部次長（古屋勝美君） 続きまして、4款・1項保健衛生費でございます。目2予防費でございますが、節13委託料1,268万3,000円の減額です。これはがん検診等事業における各種がん個別検診及び集団検診での受診者の減によるものです。受診者の減の要因といたしましては、7月の豪雨災害の影響があったためか、肺がん検診、子宮がん検診等の集団検診、受診予定者が当初見込みより減になったこと、また胃がん検診や腹部超音波検診では集団検診から病院・診療所での個別、カメラ検査で診療したこと、更には高齢化による受診者の減などによるものと考えられます。それから23償還金、利子及び割引料140万4,000円でございますが、これは過年度国県補助金等精算返還金でございます。平成21年度の健康増進事業28万4,000円及び女性特有のがん検診推進事業の11

2万円の合計額でございます。それから3の母子衛生費、委託料396万9,000円の減額でございますが、これは妊婦検診事業の検診・検査委託料でございます。当初妊婦を195人と見込んでおりましたが、当初見込みより妊婦が少なく160人を見込んでおりました、従いまして35人の減ということでの減額するものでございます。

委員長（山本昌二君） 佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） それでは衛生費の関係ですが、1-42ページと1-43ページをご覧ください。4款衛生費・2項清掃費・1目清掃総務費でございます。説明欄001でございますけれども、清掃総務経費のうちの合併処理浄化槽設置整備事業費補助金として698万6,000円の減額計上しております。当初予定しておりました74基に対しまして、申請のありましたものは57基となりまして、17基分の減額をしております。次に2目塵芥処理費でございます。002塵芥処理経費のうちの消耗品費でございますけれども、200万円の減額計上しております。これは指定ごみ袋の作成にかかります経費の入札減によるものでございます。次に説明欄の003カルストクリーンセンターの管理運営経費でございます。機器保守委託料として398万円の減額計上しております。これは当初カルストクリーンセンターでは平成21年度末での1名の職員の退職がありまして、その欠員分を当初はメンテナンスを委託しております会社のほうからの1名の増員で対応しようというふうに考えておりましたけれども、結果は退職によります欠員分を職員の異動により補充されましたので、それによる不用となりました委託料を減額するものでございます。次に説明欄の005最終処分場運営経費でございます。139万6,000円の減額計上しております。これは最終処分場の水質検査の業務委託料の入札減により生じた不用額でございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 石田教委事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） それでは1-50、51ページをお開き頂ければと思います。一番上になりますが、10款教育費・3項中学校費・目3学校施設整備費でございます。備品購入費を354万2,000円減額補正するものでございます。これは大嶺中学校と秋芳北中学校屋内運動場改築工事に伴います施設備品の入札減に伴う金額を減額補正を計上するものでございます。以上です。

委員長（山本昌二君） 佐藤社会教育課長。

教育委員会社会教育課長（佐藤和美君） 続きまして、2の公民館費でございます。説明欄002公民館管理運営経費を101万5,000円減額計上するものでございます。これは11公民館の光熱水費として、電気料及び水道料を計上しておりましたが、それぞれ経費節減に努めた結果節減額として計上するものでございます。続きまして、目3図書館費でございます。説明欄002美祢図書館経費でございます。113万7,000円の減額計上しております。この内訳でございますが、電算システムの保守委託、そして電算機器の借上、それぞれプロポーザルによりまして契約したところ、それぞれ保守委託料が34万1,000円、それから電算機器借上が79万6,000円の減額となったものでございます。続きまして、目の9花づくり推進事業費でございます。説明欄001花づくり推進事業でございますが、235万5,000円の減額計上をしております。この内訳でございますが、消耗品費として102万3,000円の減額でございます。これは花の苗の入札減等によるものでございます。それから次の花づくり推進委託料でございますが、133万2,000円を減額計上しております。これはそれぞれ厚狭川の桜並木の管理業務の入札減、それから22年度新規に美東・秋芳にプランター・花壇を増設して、これに要する経費がかかるであろうということで予算計上しておりましたが、それぞれ実績に基づいて減額したものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、歳入につきましてご説明させていただきます。ページは1-20、1-21でございます。上から2段目の第12款分担金及び負担金・第2項負担金についてでございます。第1目民生費負担金、社会福祉費負担金におきまして88万7,000円の減額補正を行っております。内訳につきましては、右側の説明の欄をご覧ください。まず老人保護措置費負担金49万円の増額についてでございます。これは市外の施設入所者からの負担金でございますけれども、負担金の額は所得区分に応じて決定をされております。今年度の負担金につきましては、この実績見込によりまして増額補正を行うものでございます。次の在宅福祉負担金83万3,000円の減額でございます。これは緊急通報体制等整備事業及び生きがい活動支援通所事業、これらの利用者の減に伴う負担金収入の実績見込によりまして、減額補正を行うものでございます。続きまして、介護予防ケアプラン事業費負担金54万4,000円の減額でござ



ざいます。本年度における介護予防ケアプラン作成件数の実績見込に基づきまして、減額補正するものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） それでは節2 児童福祉費負担金であります。私立保育園負担金といたしまして44万5,000円減額計上しております。これは、保育料でありますけれども、歳出でご説明申し上げました私立保育園保育委託料331万4,000円の減額計上に対応する負担金部分でございます。続きまして、このページの一番下になりますが、14款国庫支出金・1項国庫負担金・節1 社会福祉費負担金の中、障害者自立支援給付事業といたしまして2,983万3,000円減額計上しております。これは歳出でご説明申し上げました自立支援医療費扶助300万円の減額及び介護訓練等扶助5,666万6,000円の減額計上の2分の1に対応する国庫負担金部分でございます。以上で終わります。

委員長（山本昌二君） 杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それではその下になります。保険基盤安定費負担金3万6,000円の減額でございます。これは2分の1が国負担となります。保険者支援部分の減によるものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 次の特別障害者手当等として179万5,000円減額計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました特別障害者手当扶助190万3,000円の減額及び障害児福祉手当48万9,000円の減額計上分の4分の3に対応する国庫負担金部分でございます。次に節2 児童福祉費負担金の中で私立保育園運営費といたしまして27万8,000円減額計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました私立保育園保育委託料の331万4,000円減額計上に対応する国庫負担金部分でございます。次の子ども手当におきまして1,026万8,000円減額計上しておりますが、これは子ども手当支給事業1,536万6,000円の減額計上に対応する国庫負担金部分でございます。次の児童扶養手当におきまして126万3,000円減額計上しておりますが、これは児童扶養手当における扶助費378万9,000円の減額計上に対応する国庫負担金部分でございます。続きまして、次のページ22、23ページをお開き下さい。中ほどになりますけれども、14款国庫支出金・2項国庫補助金・目

1 民生費国庫補助金、節 2 児童福祉費補助金におきまして、地域子育て支援拠点事業といたしまして 5 6 7 万 2 , 0 0 0 円の減額計上しております。これは歳出の児童福祉施設費におきまして、保育園運営経費の減額計上に対応するものでございます。以上で終わります。

委員長（山本昌二君） 佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） 続きまして、次の衛生費国庫補助金でございます。清掃費補助金 2 3 2 万 9 , 0 0 0 円の減額をしております。これは循環型社会形成推進交付金事業としてでございます。合併処理浄化槽設置整備事業費の補助金でございますけれども、これは国と県と市で 3 分の 1 ずつの負担によりまして実施しております。歳出のほうで申し上げましたけれども、合併処理浄化槽整備事業費の補助金を減額補正をいたしております。歳入に対しましても国庫補助金についての事業費の 3 分の 1 を減額するものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 続きまして、このページの一番下ですが、1 5 款県支出金・1 項県負担金・目 2 民生費負担金、節 1 社会福祉費負担金中、障害者自立支援給付事業といたしまして 1 , 4 9 1 万 7 , 0 0 0 円減額計上いたしております。これは歳出でご説明申し上げました障害者福祉費中、自立支援医療費扶助及び介護訓練等扶助の減額計上に対応するものでございます。4 分の 1 部分でございます。以上です。

委員長（山本昌二君） 杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それではその下になります、国民健康保険保険基盤安定負担金 4 7 万 7 , 0 0 0 円の増額でございます。この内訳といたしまして 4 分の 1 県負担となります保険者支援部分 1 万 8 , 0 0 0 円の減、4 分の 3 県負担となります保険税軽減分 4 9 万 5 , 0 0 0 円の増によるものでございます。次に後期高齢者医療保険基盤安定負担金 8 4 3 万円の減額でございます。これは後期高齢者医療保険料軽減額の減少によるもので、歳出でご説明いたしました保険基盤安定繰出金のうち県が負担すべき 4 分の 3 の部分となります。以上です。

委員長（山本昌二君） 田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 続きまして、次の 2 4、2 5 ページをお開き下さい。同じく目 2 民生費県負担金、節 2 児童福祉費負担金中、私立保育園運

営費といたしまして13万9,000円減額計上いたしております。これは歳出の児童措置費の内、私立保育園保育委託料の減額計上に対応するものでございます。次の子ども手当負担金といたしまして255万円減額計上しております。これは歳出の同じく児童措置費の中の子ども手当支給事業費といたしまして1,536万6,000円を減額計上しておりますけれども、これに対応するものであります。以上です。

委員長（山本昌二君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きましてその下の15款県支出金・第2項県補助金・第2目民生費県補助金についてでございます。この中で社会福祉費補助金として1,593万5,000円の増額補正しておりますけれども、その内訳について、ご説明いたします。まず老人クラブ育成事業17万円の増額についてでございますけれども、これは先程歳出の中でもご説明をいたしました老人クラブ単位会育成補助金、これに対します県からの補助金でございます。今年度の本市の事業見込みに対する補助金額が県において確定いたしましたということからこの度増額補正をいたすものでございます。

委員長（山本昌二君） 杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは同じ欄になります。国民健康保険被保険者負担軽減対策費助成事業9万4,000円の減額でございます。これは福祉医療費助成制度の実施によりまして、国庫負担が減額されることに対応するため、事業費の2分の1を県が負担するもので、事業費の確定により減額補正するものでございます。

委員長（山本昌二君） 田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 次でございますが、通所サービス利用促進事業補助金におきまして135万9,000円計上いたしております。これは歳出の障害福祉経費中の通所サービス利用促進事業補助金におきまして181万2,000円計上しておりますが、この県費補助金部分4分の3にあたる部分でございます。以上です。

委員長（山本昌二君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） そのまた一つ下でございますけれども、介護基盤緊急整備等基金補助金1,450万円の増額についてでございます。これ

も先程歳出においてご説明をいたしましたけれども、社会福祉法人豊徳会による地域密着型小規模特別養護老人ホーム整備事業に対する補助金単価の引き上げに伴う増額補正でございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、古屋市民福祉部次長。

市民福祉部次長（古屋勝美君） 続きまして、3衛生費県補助金・節保健衛生費補助金でございますが、妊婦検診事業109万8,000円の減額です。これは歳出のほうでも説明いたしましたが、妊婦検針受診者35人の減によるものでございます。

委員長（山本昌二君） 佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） 同じく衛生費の県補助金でございます。節で清掃費補助金ですが、合併処理浄化槽の整備の事業費の補助金でございますけれども県補助金につきましても需用費の3分の1を減額するものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、古屋市民福祉部次長。

市民福祉部次長（古屋勝美君） 1-28、1-29ページをお開き下さい。中ほどの20款諸収入・6項雑入・3目雑入、衛生雑入でございます。166万9,000円の減額でございます。これはがん検診の個人負担金97万4,000円、腹部超音波検診個人負担金69万5,000円の減額でございますが、いずれも受診者の減によるものでございます。

委員長（山本昌二君） 田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 繰越明許費につきまして、ご説明を申し上げます。補正予算（第8号）の7ページをお開き下さい。また併せまして机上に配付しております繰越明許費補足資料も合わせてご覧頂きますようお願いいたします。第2表繰越明許費、2款総務費・項1総務管理費、事業名2番目でございます。きめ細かな交付金事業2億600万円の中に補足資料中、上から2行目でございますが、公立保育園整備事業であります。これは伊佐保育園防水改修工事でございます。平成48年3月に竣工された建物でございますが、雨漏り、軒のコンクリート片の落下が見られることにより、改修するものであります。工期の関係、また冬の期間はコンクリート工事にはむかないということ及び工期中の給食調理などの調整もあり789万2,000円を繰越明許費として計上いたしております。以上で

説明を終わります。

委員長（山本昌二君） 佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） その次の斎場整備事業でございます。

256万8,000円を計上しております。これは船窪山斎場の2号炉の主熱炉煉瓦の張替工事に係る経費でございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 石田教育事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） それではきめ細かな交付金事業の下から4番目になりますが、学校施設整備事業4,440万5,000円を繰り越すものでございます。これは小学校の第二次耐震診断業務委託、それから嘉万小学校の屋内運動場雨漏り工事、秋芳南中学校の屋内運動場の雨漏り工事を施工する予定でございますが、年度内の執行が無理ということで次年度に繰り越すこととしております。続きましてその下になりますが、学校給食調理場整備事業としまして1,027万1,000円を繰り越すこととしております。これは厚保調理場のボイラー整備工事、それから大嶺調理場のライスブレンダー機器更新事業ということで計画しておりますが、これも年度内の執行が無理ということで次年度に繰り越すこととしております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 佐藤社会教育課長。

教育委員会社会教育課長（佐藤和美君） 続きまして、その下になりますが、公民館施設整備事業を1,036万4,000円の繰越を計上しております。これは豊田前公民館の屋上の防水工事、そして秋吉公民館の屋上防水工事、いずれも年度内の執行が難しいために繰り越しさせて頂くものでございます。その下でございますが、市民会館整備事業でございます。これについては非常用発電機の改修工事、そして大ホールの椅子の改修をそれぞれ予定しておりますが、いずれも年度内の執行が困難と判断して繰り越しさせて頂くものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、同じ紙面、一つ下でございますけれども、住民生活に光をそそぐ交付金事業につきましてのご説明でございます。総額では1,880万円でございますけれども、その中で一番上、高齢者世帯緊急用具給付事業140万7,000円についてでございますけれども、これは火災警報器給付事業に係ります分につきまして、繰越明許費に計上いたすものでござ

います。

委員長（山本昌二君） 石田教育事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） それではその下になりますが、学校環境設備整備事業としまして476万3,000円を繰り越すこととしております。これは小学校の子どもたちが怪我などをした場合、また高齢者が使用しやすいよう学校のトイレを改修することとしておりましたが、年度内の執行が難しいということで繰り越すこととしております。続きましてその下になりますが、学校図書館整備事業としまして63万8,000円を繰り越すこととしております。これは学校図書館の図書及び書架につきまして整備をするということで、総額で553万7,000円を補正を計上しておりました。その内この度63万8,000円を繰り越すこととしておりますが、一部図書におきまして年度内の納入が難しいということが判断されましたので繰り越すこととしております。以上です。

委員長（山本昌二君） 佐藤社会教育課長。

教育委員会社会教育課長（佐藤和美君） その下の図書館整備事業880万8,000円でございます。これについては美祢図書館の屋上の防水工事、それから秋芳図書館の外壁の工事を予定しておりましたが、年度内の執行が困難と判断いたしまして、繰り越しするものでございます。

委員長（山本昌二君） 高橋文化財保護課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 続きまして、その下にございます長登銅山跡環境整備事業といたしまして、236万円の繰越を計上しております。これは長登銅山の近辺にございます本誓寺跡の墓石整備事業や看板設置事業、見学映像ソフト制作事業、踏みふいご制作事業などが含まれておりますが、今年度内の執行が難しいということで繰越をしております。続きまして、次の秋吉台化学博物館整備事業で82万4,000円を計上しております。これは秋吉台化学博物館の屋上の手すりの撤去工事、あるいは防水コンセントの増設工事等が含まれておりますが、これは天候等もございまして、年度内の執行が難しいということで繰越を計上しております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、補正予算書の1-7ページにお戻り頂ければと思います。1-7ページ中、上から2段目、第3款民生費・第

1項社会福祉でございますけれども、社会福祉費におきまして、2件ほど計上してございますけれども、これはいずれも先程ご説明いたしております地域密着型小規模特別養護老人ホーム整備事業に係るものでございまして、社会福祉施設整備費補助事業の2,000万円につきましては、美祢市社会福祉法人の助成に関する条例の規定に基づく財政支援でありまして、また、次の介護基盤緊急整備等基金補助事業の1億1,600万円につきましては、先程のご説明のとおり助成単価の引き上げ分1,450万円を本年度内での執行が難しいということから、それぞれ繰り越しをいたすものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい。

委員（徳並伍朗君） 1-39の目の5番共楽荘費で555万1,000円減額ですけれど、これは実績によるものでしょうけれど、何人ぐらい減ったというのか、少なくなったと言いますか。それと同時に今現状として共楽荘何%ぐらいの実績でおられるのか、ちょっと教えて下さい。

委員長（山本昌二君） はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今の徳並委員のご質問にお答えさせていただきます。お尋ねとすれば共楽荘の入所率というふうに受け止めておりますけれども、この給食費、給食業務委託料、当初予算では定員が50名でございますけれども、50名満床の状況で予算計上しておったものでございますけれども、現実的にはおよそ80%から90%の間で推移しておるとというのが現状でございます。こういった現状を踏まえまして、この委託料につきましても減額をさせていただいたというところでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 質問ございませんか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 1-39ページですか。この中に004のところに社会福祉施設整備費補助金というのがありますが、豊徳会の経営によるこの養護老人ホームだろうと思いますが、これ合併前に市の財産を一応売却して、早く早期にそう言う施設を設置してくれと地元からもかなり要望があり、その後の様子が分からなかったんですが、ここにそういう補助金で近日中には設立されるような今状況のようですが、これのいわゆる施設の内容。地域密着型と言いながらどういうふうな密着型としてこれから管理運営されるのか。それから事業の開始、これはいつから開始さ

れるのか。このあたりを関心を持っておりますのでお尋ねします。

委員長（山本昌二君） はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今の河本委員のご質問にお答えをさせていただきます。小規模特別養護老人ホームの概要ということでご説明させていただければと思いますけれども、この度今建設をされておりますのが小規模特別養護老人ホーム地域密着型でございますけれども、事業主が社会福祉法人の豊徳会さんということで、今現在経営をされておられます青景園、これのサテライトとして位置付けられておるものでございます。中身といたしましては、サービスの形態が短期入所生活介護、いわゆるショートステイこれのサービス、あるいは通所介護、それから介護予防の通所介護も含めてされておまして、特別養護老人ホームの機能として定員が29名と。この地域密着型、地域により身近な施設ということで、小規模といたしますのが29人以下の施設を小規模ということで位置付けられておまして、そういった特別養護老人ホームサテライト型の29名の定員、それから通所介護の定員を25人ということで定められて、この平成23年8月1日より共用開始をされるということで伺っております。またこの既存の秋吉デイサービスセンターとの絡みもでございますけれども、これにつきましては後程議案として出てまいりますので、改めてご説明をさせていただければと思います。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 質問ございませんか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 後程、秋吉保育所の中に併設されてるデイサービスセンター、これは指定管理との関わりがございますが、そのところでまたお尋ねしたいと思います。今の繰越明許の中にありましたこの長登銅山跡の環境整備事業ですが、この事業については今後管理計画を策定される、その前取りとしてこれは実施されるのですか、それともそういう管理計画の全体構想の中に位置付けられた整備計画ですか。その辺の所をちょっと確認したいんです。

委員長（山本昌二君） はい、高橋文化財保護課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 只今の河本委員の質問にお答えいたします。一応来年度で保存管理計画というのを設置する予定にしておりますけれども、今回の長登銅山跡の整備事業につきましては、その中には全体的には入っては参りますけれども、保存計画自体はできておりませんので、保存計画とは切り離れた環境整備事業ということになります。以上でございます。



委員長（山本昌二君） 河本委員どうぞ。

委員（河本芳久君） 保存管理計画これからたてるのでこの中には含めていないと言われるが、保存管理計画はエリアとしては、今の銅山跡と言われる地域だけにされるのか。これはちょっと新年度事業との関わりもありますけど、この整備計画の中には国秀遺跡とか青景銀山とか、いわゆる秋吉台を取り巻く接触鉱山、いわゆるカルスト地形における鉱山、銅とか金とか銀とか、そういう一つの古代の鉱山開発との関わりの一環としてそういうことを考えておられるのかどうか、ちょっとこれは計画のほうにも入りますけど、その辺の所含めてこの整備計画との絡みでご説明願ったらと思います。

委員長（山本昌二君） はい、高橋文化財保護課長。

教育委員会文化財保護課長（高橋文雄君） 只今の河本委員のご質問でございますけども、保存計画はあくまでもこの度は史跡長登銅山跡に関わる保存管理計画でございますので、国秀遺跡等の幅広い範囲をひっくるめたものではございません。また中心はあくまでも史跡内でございますして、それ以外の周辺につきましては、若干はそういうことの入り口等の問題もございますので、検討はされるとは思っておりますが、あまりにも幅広い範囲の計画はないと思います。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第1号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第8号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。どうもありがとうございました。ちょうど時間1時間経ちました。ここで10分間ほど休憩いたします。

午前10時31分閉会

---

午前10時42分再開

委員長（山本昌二君） それでは委員会を再開いたします。次に議案第2号平成22年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは議案第2号平成22年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。補正予算書の2-1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ7,348万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億3,102万6,000円とするものでございます。まず歳出をご説明いたします。2-12ページをお開きください。款保険給付費・項出産育児諸費・出産育児一時金を168万円の減額補正するものでございます。これは国保被保険者の出産育児に関わる一時金といたしまして、当初15人とみておりましたところが、結果として11人となる見込みとなりましたので減額補正をするものでございます。次に共同事業拠出金・高額医療費共同事業拠出金といたしまして203万9,000円の増額補正でございます。これは国民健康保険団体連合会からの確定通知によるものでございます。続きまして、諸支出金・償還金及び還付加算金・国庫支出金等精算償還金といたしまして、過年度の医療費精算により療養給付費負担金1,861万1,917円、及び老人保健医療費拠出金負担金46万7,428円を還付するもので1,908万円の増額補正でございます。次に繰出金・直営診療施設勘定繰出金を1,000万円の減額補正です。これは美祢市国民健康保険直営診療施設であります美祢市立美東病院に対する繰出金です。調整基準額の変更によるもので、歳入の国庫支出金で同額の減額補正を見込んでおります。それでは次のページをお開き下さい。予備費でございます。全体予算調整の結果8,292万6,000円の減額補正です。続きまして、歳入でございます。2-8ページにお戻りください。国庫支出金・国庫負担金・高額医療費共同事業負担金といたしまして50万9,000円の増額補正です。歳出で説明いたしました高額医療費共同事業拠出金203万9,000円の増額に伴うもので、拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。次に国庫補助金・財政調整交付金・特別調整交付金といたしまして1,000万円の減額補正です。これは歳出の直営診療施設勘定繰出金1,000万円の減額補正に対応するものでございます。続きまして、出産育児一時金補助金8万円の減額補正は、出産育児一時金の減額によるものです。先程申し上げましたとおり、当初15人と見

ておりましたところが、11人となりましたものです。続きまして、県支出金・県負担金・高額医療費共同事業拠出金といたしまして50万9,000円の増額補正です。これは歳出で説明いたしました高額医療費共同事業拠出金203万9,000円増額に伴うもので、国庫負担金と同様に4分の1を県が負担するものでございます。続きまして、共同事業交付金・高額医療費共同事業交付金の102万1,000円の増額補正でございます。これは国民健康保険団体連合会からの通知によるものでございます。次のページをお開き下さい。続きまして、繰入金・他会計繰入金・一般会計繰入金といたしまして5,733万円の増額補正でございます。内訳といたしましては保険基盤安定繰入金の保険税軽減分を66万1,000円の増額、保険者支援分を7万2,000円の減額するもので、通知に基づく補正でございます。続きまして、出産育児一時金等繰入金を116万6,000円の減額補正です。これは歳出減に伴う基準繰入額の減額補正となります。続きまして、財政安定化支援事業繰入金を5,809万4,000円の増額補正です。これは平成22年4月の診療報酬改定や医療費等の増加に対応するため国保財政の安定化を図るためのものでございます。続きまして、その他一般会計繰入金を18万7,000円の減額補正です。これは、県からの国民健康保険被保険者負担軽減対策費助成事業通知に基づくもので補正するものでございます。以上の一般会計繰入金全体で5,733万円の増額補正となっております。続きまして、繰入金・基金繰入金・国民健康保険基金繰入金を9,000万円の減額補正です。本年度決算見込みによるものでございます。次に諸収入・雑入、老人保健医療費拠出金還付金の3,277万6,000円の減額です。これは過年度分精算による平成22年度老人保健拠出金の確定通知に基づき補正するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。今、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） えっと、今、説明がありましたけれども、今回出産育児一時金168万円の減額ということで、これは、当初見込みより、4人少ない負担金であったということでもあります。一人出産するにあたって、補助金が一人42万円だったと思っております。それで、その出産、私の知っている方が出産をされて、当初出産して退院するときに42万円をこれを出すというのが、非常に大変であった。その現金を用意しておかないと退院できないということでありまして、こ

れでは大変ということで、確か今は、どうかちょっと私も分かりませんが、その女性の方から何とか退院するときには、足りない部分を出せるような形にしたいという声がずっとあったと思いますけれども、今、実際、現在、出産するに当たって、その42万円を払わないと退院できないのか。それとも足りない部分のところです、特に何て言いますか、年末の31日のしかも日曜日の真夜中に出産したら大変にお金がかかることを聞いたことがあると思うんですけれども、一般的に42万で賄えばそれでいいんでしょうけど、足りない部分については、今、足りない部分だけを出せばいいのかどうか。そういったところが、今どうなってるのかどうかを、まずお聞きしたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 只今のご質問にありました岡山委員のご質問にお答えいたします。まず、支給されます金額というものは、現在42万となっております。これは、平成21年10月から緊急の少子化対策といたしまして、以前は、38万というところでしたが、4万円プラスされて、42万となっております。そして、現在言われました実際に医院に払いますお金につきましては、現在、施設にもよりますが、ほとんどの施設で直接こちらのほうから病院のほうにお支払いする制度が導入されておりますので、ご本人がお金を用意するということは、42万につきましては、今のところないようになっております。ただ一部の施設については、そういう手続きができないものもございますので、そういうものについては、ご本人にお払いするという形になりますので、少々時間がずれる場合がございます。よろしいですか。

委員長（山本昌二君） はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） その制度と言うのは、あれですか2年前にはまだなかったような気がするんですが、いつからそれが始まったんでしょうかね。

委員長（山本昌二君） はい、杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 今、ご質問にありました件ですが、同じように平成21年の10月から行われております。

委員長（山本昌二君） いいですか。

副委員長（岡山 隆君） あの分かりました。ちょっとこれは、別件、関連なんですけれども、出産育児一時金がこういった形で減額になるっていうのは、非常に寂

しい話で、どうか今後とも執行部と議員も併せてこういった出産がしっかりと出来ていくように、こういった施策がしっかりとしなくてはならないなということを感じておる次第であります。以上です。

委員長（山本昌二君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは本案に対するご質疑はございませんので、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第2号平成22年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号平成22年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） それでは議案第4号美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。老人保健医療事業につきましては、平成20年3月にすでに廃止をされ、すでに後期高齢者医療事業に移行をしているところでございますけれども、老人保健医療事業に係る月遅れ請求や過誤調整等に関わる医療費の支給について、この特別会計において処理されております。また、本特別会計は、本年度において廃止されますが、関連する議案が本定例会において上程がなされておりますので、またその件につきまして議案第24号におきましては、詳細についての説明をさせていただきたいと存じます。それでは、資料の4-1ページをお開き願います。この度の補正は、本年度事業の実績見込みに基づきまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ440万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224万9,000円とするものでございます。最初に歳出についてご説明いたします。資料の4-10、4-11ページをお開き願います。まず第1款医療諸費・第1項医療諸費・第1目医療給付費・負担金補助及び交付金の医療給付費負担金につきまして

は、支出見込みを70万円計上し、430万円を減額補正するものでございます。次に第2目医療費支給費・負担金補助及び交付金の医療費支給費負担金につきましては、支出見込みを5,000円と計上し、9万5,000円を減額補正するものでございます。そして第3目審査支払手数料、役務費の手数料につきましては、支出見込みを1,000円計上し、9,000円を減額するものでございます。続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。4-8、4-9ページでございます。歳入につきましては、本年度における事業量に基づきまして、まず第1款支払基金交付金・第2項支払基金交付金におきましては、第1目医療費交付金254万9,000円、そして第2目審査支払手数料交付金1万円をそれぞれ減額補正いたすものでございます。次に第2款国庫支出金・第1項国庫負担金におきましては、第1目医療費負担金169万9,000円を減額補正いたすものでございます。次に第3款県支出金・第1項県負担金につきましては、第1目医療費負担金を42万4,000円、それから第4款繰入金・第1項一般会計繰入金につきましては、第1目一般会計繰入金10万9,000円をそれぞれ減額補正いたすものでございます。第5款諸収入・第1項雑入・第1目雑入につきましては、医療費の過誤調整分、過払い分として国保連合会からの歳入を38万9,000円と見込み38万7,000円を増額補正するものでございます。説明につきましては以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第4号平成22年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい、全員なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、白井課長

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君）　続きまして、議案第5号美祢市介護保健事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。5 - 1ページをお開き願います。この度の補正は、本年度事業の実績見込みに基づきまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,519万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,920万4,000円とするものでございます。最初に歳出についてご説明いたします。資料の5 - 14、5 - 15ページをお開き願います。まず第1款総務費・第2項徴収費・第1目賦課徴収費につきましては、当初より予定しておりました介護保険料リーフレットこれの作成について、財源を一般財源から介護従事者処遇改善臨時特例基金に更生をいたすものでございます。続きまして、第2款保険給付費・第1項介護サービス等諸費についてでございます。まず第1目居宅介護サービス給付費・負担金補助及び交付金につきましては、要介護認定者が当初の見込より増加したため、介護給付費負担金を2,720万円増額補正するものでございます。次の第3目地域密着型介護サービス給付費・負担金補助及び交付金につきましては、認知症対応型共同生活介護施設いわゆるグループホーム等、新規開設分の増などを見込んでおりましたけれども、事業量が当初の予定に達しないということを見込みまして2,810万円を減額補正するものでございます。次に第5目施設介護サービス給付費、負担金補助及び交付金につきましては、入所者の介護度の重度化による給付費の増額を見込み3,160万円を増額補正するものでございます。次に第7目居宅介護福祉用具購入費、負担金補助及び交付金につきましては、要介護者の申請数の増を見込んで17万円増額補正するものでございます。続きまして、5 - 16、5 - 17ページをお開き願います。第8目居宅介護住宅改修費、負担金補助及び交付金についてでございます。これは要介護者の申請数の減少を見込みまして410万円を減額補正するものでございます。次に第9目居宅介護サービス計画給付費、負担金補助及び交付金につきましては、居宅介護サービスの利用者の増加を見込み630万円増額補正するものでございます。次に第2款保険給付費・第2項介護予防サービス等諸費についてであります。まず第1目介護予防サービス給付費、負担金補助及び交付金につきましては、要支援者に対する訪問サービス、あるいは通所サービス等、当初の予定よりも下回るということを見込みまして、給付費を6,470万円減額補正するものでございます。次に第3目地域密着型介護予防サービス給付費、負担金補

助及び交付金についてでございます。先程の介護のところと同様ですけれども、グループホーム等の新規開設分の増を見込んでおりましたところが、事業量が当初の予定に達しないということを見込みまして130万円を減額補正するものでございます。続きまして、5-18、5-19ページをお開き願います。第5目介護予防福祉用具購入費、負担金補助及び交付金についてでございます。これにつきましては、要支援者の申請数の減少を見込み80万円を減額補正するものでございます。次に第6目介護予防住宅改修費、負担金補助及び交付金につきましても、要支援の申請数の減少を見込み180万円を減額補正するものでございます。次の第7目介護予防サービス計画給付費、負担金補助及び交付金につきましては、介護予防サービス計画の利用者数の減を見込みまして410万円減額補正するものでございます。続いて、第4項高額介護サービス等費についてでございます。第1目高額介護サービス費、負担金補助及び交付金につきましては、要介護者が1ヶ月に支払った利用者負担が、一定の上限を超えたときにこの高額介護サービス費として、申請によって償還払いをするものでございまして、当初の予定よりも増加することを見込みまして130万円増額補正するものでございます。続きまして、5-20、5-21ページをお開き願います。第5項特定入所者介護サービス等費についてでございます。第1目特定入所者介護サービス費、負担金補助及び交付金につきましては、低所得の要介護者が、介護保健施設等の施設サービスあるいは短期入所サービス等を利用した際の滞在費について、補足給付として支給するものでございます。対象者の利用の増加を見込み220万円増額補正するものでございます。次に第6項高額医療合算介護サービス等費についてでございます。これは医療と介護の自己負担が著しく高額になる場合の負担を軽減するために平成20年度から設けられた制度で、限度額を超えた場合、申請により支給されるものでございます。まず第1目高額医療合算介護サービス費、負担金補助及び交付金につきましては、実績見込みに基づいて800万円を増額補正するものでございます。続きまして、第2目高額医療介護予防サービス費、負担金補助及び交付金につきましては、実績見込みに基づきまして20万円を増額補正するものでございます。続きまして、5-22、5-23ページをお開き願います。第3款地域支援事業費・第1項介護予防事業費についてでございます。まず第1目介護予防特定高齢者施策事業費の001介護予防特定高齢者施策事業についてでございます。これは要介護、要支援に認定されて



おられないけれども、生活機能が低下し要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者に対して介護の予防事業を通して、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支援する事業でございます。まず講師謝礼の24万円の減額補正につきましては、当初、通所型介護予防事業の口腔教室を4会場において実施することと予定しておりましたけれども、出席者を集約して1会場での開催が可能となったということから、残り3会場分の経費を減額いたすものでございます。次に燃料費につきましては、庁用車の燃料費でございますけれども、実績見込みに基づきまして4万円減額補正するものでございます。次に業務委託料につきましては、生活機能健診の受診者が当初の予定を下回るということが見込まれることから、生活機能評価事業委託料を125万円減額補正するものでございます。続きまして、配食サービス事業委託料につきましては、栄養改善が必要とされる特定高齢者に対する事業でございますけれども、予定の数量を下回る見込から75万円を減額補正するものでございます。次に生活管理指導事業等委託料340万円の減額についてでございますけれども、これは特定高齢者に対する運動器の機能向上等介護予防プログラムを市内の五つの居宅介護事業所に業務委託を行っているものでございます。参加者の減少に伴いまして減額補正するものでございます。続きまして、第2目介護予防一般高齢者施策事業費、001介護予防一般高齢者施策事業についてでございます。まず講師謝礼の29万3,000円の減額につきましては、一般高齢者を対象に予定していた転倒予防教室、認知症介護教室等につきましては、予定した回数の実施が困難となったことから、これらに係る講師謝礼を減額補正するものでございます。次に普通旅費につきましては、当初、介護予防実態調査分析支援事業に係る担当者研修会への参加を予定しておったわけでございますけれども、今年度におきまして実施されなかったということから22万円を減額補正するものでございます。次に消耗品費につきましては、先程ご説明をいたしました口腔教室等の各種教室の開催に伴うものでございまして、教室の開催実数の減に伴い6万円減額補正するものでございます。続きまして、生活管理指導員派遣事業委託料39万9,000円の減額補正についてでございますけれども、これは民間事業所や市社協に委託をいたしまして、生活管理指導員を派遣し、介護予防を目的とした生活習慣の欠如部分の指導を実施する事業でございますけれども、利用者の減少を見込みまして減額補正するものでございます。次にショートステイ委託料11

2万4,000円の減額補正についてでございます。これは生活管理指導短期宿泊事業として、一時的に在宅での生活が困難な高齢者に、ショートステイサービスを社会福祉法人への委託により提供するものでございますけれども、利用者の減少を見込み減額補正するものでございます。次に第2項包括的支援事業・任意事業費についてでございます。まず第1目介護予防ケアマネジメント事業費、001介護予防ケアマネジメント事業、業務委託料についてでございますけれども、これは要支援認定者への予防給付ケアプラン作成に係る居宅介護事業所への委託部分でございますけれども、作成件数が当初の予定量より減少する見込であることから90万円を減額補正するものでございます。次に第5目任意事業費、001任意事業についてでございます。まず手数料につきましては、住宅改修支援事業における住宅改修理由書の作成に対する経費であります。支給対象の案件が当初の予定よりも減少するということが見込まれますことから21万8,000円を減額補正するものでございます。次の行事開催委託料につきましては、ご家族へ介護方法等を指導する家族介護教室を施設に委託し実施をするという事業でございますけれども、開催回数が当初の予定より下回るということが見込まれますことから23万4,000円減額補正するものでございます。次の配食サービス事業委託料につきましては、社会福祉法人等に委託をいたしまして、栄養バランスのとれた食事を配達するとともに利用者の安否確認を行う事業でございますけれども、利用者の増に伴い240万円を増額補正するものでございます。次に成年後見制度利用支援事業扶助についてでございます。これは成年後見制度の利用支援を図るための事業でありまして、件数が当初の予定より下回るということが見込まれるため58万8,000円を減額補正するものでございます。続きまして、5-24、5-25ページをお開き願います。第4款基金積立金・第1項基金積立金・第1目介護給付費準備基金積立金、積立金につきましては4万8,000円を追加計上いたすというものでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしたいと思っております。5-8、5-9ページへお戻り願います。歳入につきましては、只今ご説明をいたしました事業量に基づきまして、補正をいたすものでございます。まず第2款分担金及び負担金・第1項負担金・第1目地域支援事業費負担金についてであります。これは、先程歳出でご説明しましたが、地域支援事業への参加者からの負担金でありますけれども、各事業への参加状況に伴い、介護予防特定高齢者施策事業負担金として51万5,000

0円、介護予防一般高齢者施策事業費負担金として42万7,000円をそれぞれ減額する一方で、任意事業負担金として114万4,000円を増額補正いたすものでございます。次に第4款国庫支出金・第1項国庫負担金・第1目介護給付費負担金につきましては、現年度分の実績見込みに基づきまして698万8,000円を減額補正するものでございます。次に第2項国庫補助金につきましては、まず第1目調整交付金におきまして、現年度分を216万4,000円、第2目地域支援事業交付金の介護予防事業分におきまして、現年度分を164万6,000円、第3目地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業分におきまして、現年度分を5,000円、そして第4目介護保険事業費補助金におきまして、現年度分を22万円、それぞれ減額補正するものでございます。続きまして、5-10、5-11ページをお開き願います。第5款支払基金交付金につきましては、第1目介護給付費交付金の現年度分を837万9,000円、第2目地域支援事業支援交付金の現年度分を197万6,000円、それぞれ減額補正するものでございます。次に第6款県支出金・第1項県負担金につきましては、第1目介護給付費の現年度分を208万8,000円減額補正するものでございます。次に第2項県補助金におきまして、第1目地域支援事業交付金の介護予防事業分の現年度分82万3,000円を、それから第2目地域支援事業の包括的支援事業・任意事業分の現年度分3,000円、それぞれ減額補正いたすものでございます。次の第7款財産収入・第1項財産運用収入・第1目利子及び配当金、介護給付費準備基金につきましては36万2,000円の歳入を見込みまして4万8,000円を追加計上いたすものでございます。次の第8款繰入金・第1項一般会計繰入金につきましては、第1目介護給付費負担金におきまして、現年度分を349万8,000円減額補正いたすものでございます。続いて5-12、5-13ページをお開き願います。同じく一般会計繰入金におきまして、第2目地域支援事業繰入金、介護予防事業分の現年度分を85万2,000円、第3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業分の現年度分を67万3,000円、それから第4目その他一般会計繰入金の現年度分を39万4,000円、それぞれ減額補正いたすものでございます。続いて第2項基金繰入金におきましては、第1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、実績見込みに基づきまして613万3,000円の減額補正を行うものでございます。続いて第2目介護従事者処遇改善臨時特例交付金につきましては39万4,000円の

増額補正を行っておりますけれども、これは歳出の冒頭で申し上げた介護保険料リーフレット、これの作成の財源として充てるものでございます。説明につきましては以上でございます。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。只今、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） それでは、5 - 15 にありますけれども、施設介護サービス給付事業ということで、この介護給付費負担金が3,160万円。これが補正されております。これは、入所者のこういった利用者の増加、そういったことに伴う給付措置と考えております。これは、今後とも高齢化に伴ってこういった負担というものは増えていくんだということが想定されるわけでございます。そういう中であって、介護における介護給付費準備基金というのが、平成22年度は、取り崩し見込みが6,380万円程度入っております、そして、22年度の年末の残高の見込みが1億1,100万円ということで、どんどん目減りをしているわけがあります。今後、24年度ぐらいになれば、逆にゼロになってマイナスになった。これは、国民健康保険基金についても同様なことで本会議ではちょっとお話ししましたけれども、介護給付費準備基金についても同様のことが見て取れるなということを感じております。今後、この辺については、今後は、平成22年度の今回の残高見込みを見てみますと、今後、介護保険料をこれを上げていかななくては、基金がなくなれば、今後上げていかななくてはならない。こういった方向性になるかどうか。この点について、ちょっと一点お伺いします。

委員長（山本昌二君） はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今の岡山委員の質問にお答えしたいと思っております。今後の介護保険の動向ということで、お答えさせていただければと思っておりますけれども、今、現在、介護保険事業計画につきましては、第4期の事業計画に基づきまして、実行されているところでございます。続きまして、この23年度が最後の第4期の計画となるわけでございますけれども、24年度以降につきましては、また新たに第5期ということになるかと思っておりますけれども、事業計画を策定すると。これにつきましては、23年度予定をいたしておるところでございますけれども、その中でまた保険料、まず、この美祢市内におきまして、どういう需要が見込まれるのか。そういったことを踏まえた上でのお話になるかと思っておりますので、

今時期での具体的なお答えにつきましては、非常に難しかろうと思います。国におきましては、概ね5,000円からちょっと超えるというふうなお話もされておるようでございますけれども、まだ介護保険事業につきましては、新規の計画に向けましての具体的なお話も全貌がまだ見えて来ておりませんので、その辺の動向を見据えながら第5期の事業計画を策定する中で、検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） 平成22年度のこの介護保険の基金残高については、今後、介護保険料に転嫁するかどうか、値上げするかどうか。今、4,000円程度やったと思いますけれども、これについては、今程度のお答えしかこの補正予算の範囲内ではお答え出来ないかなと、そのように見ております。いずれにしても、こういった点については、私どももしっかりと状況を見ながら判断していきたいなと、そのように思っております。それから、何て言いますか、5-23で成年後見制度利用支援事業扶助ということでありまして、今回、これについても58万8,000円が軽減されております。これは、各種、障害とか、また高齢者で高齢になってから障害になった方がいろいろ物事を認知症になったりして、物事を自分で決めていくことが出来なくなったり、判断できなくなっていく。そういった独居老人の方が主に対象となると思うんですけれども、こういった制度、成年後見制度利用するにあたって、非常に行政とか社会福祉協議会が間にあって、家庭裁判所等その辺の手続、申請、これ非常に大体そういった方が、自分から申請するっちゃうのはなかなか言えないとこって言いますかね、どうしてええかも実際分からない状態で、よっぽど民生委員の方とか、地域の方がお世話するか、社会福祉協議会の方がよく分かっておられる方がおられれば、申請等を一つ一つ本人の意向も聞きながら進めていくことが出来ますけども、基本的には、手続が煩雑でそこまでせんでええんじゃないかということが、耳に聞こえてくるわけでありましてね。それで、この成年後見制度について、実際利用されている方っていうのは、21年、22年一体何人ぐらいこの制度を利用されたんかなと。この辺についてお尋ねしたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 失礼いたします。只今の岡山委員の質問

でございますけれども、成年後見制度の利用者ということでございますけれども、基本的に後見制度の申し立てをされるのは、民間、独自でされるということが原則でございますけれども、今この介護保険の中の制度によります、成年後見制度の利用者につきましては、現在のところありません。

委員長（山本昌二君） はい。

副委員長（岡山 隆君） あの、ないと言うことで、その辺の制度はあるけれども、使う人がいないということでもありますので、どうかそういった成年後見制度を利用される方、必要な方も中には、私は何人が数名かわからないですけれども、おられる可能性もありますので、せっかくこういう制度もあって、予算もついておりますから、どうかそういった該当する方をしっかりと多少認知症が入って、お年寄りだけで暮らされる方に対して、こういった制度を用いたほうがいい方をしっかりと見つけられてですね、こういった制度の移行に進められていくよう希望して私の質問を終わります。

委員長（山本昌二君） はい、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、これより議案第5号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい、全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第7号平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは議案第7号平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。補正予算書の7-1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ1,124万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,173万2,000円とするものでございます。まず歳出をご説明いたします。7-10、7-11

ページをお開きください。款2の後期高齢者医療広域連合納付金と言うこととなります。これにつきまして1,124万1,000円の減額補正でございます。これは保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担金の減額によるものでございます。これは後期広域連合からの通知に基づくものでございます。

続きまして、歳入でございます。7-8、7-9ページをお開き下さい。款繰入金・一般会計繰入金・保険基盤安定繰入金といたしまして1,124万1,000円の減額となります。これは歳出でご説明いたしました保険基盤安定負担金に対応するものです。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。只今、説明が終わりました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、これより議案第7号平成22年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい、全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第24号美祢市特別会計条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明をお願いします。はい、白井課長

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 失礼します。続きまして、議案第24号美祢市特別会計の一部改正についてご説明を申し上げます。まず議案書の24-1ページをお開き願います。それと参考資料の7ページに新旧対照表が掲載されてございますので、併せてお開き願いたいと思います。はい、この度の改正は、老人医療事業特別会計及び簡易水道事業特別会計を廃止するというに伴いまして、所要の改正を行うものでございますけれども、ここでは、本委員会の所管いたします老人医療事業特別会計についてのみの説明をさせていただきます。老人保健医療制度につきましては、ご承知のとおり、平成20年4月に後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、廃止をされたというところでございますけれども、制度廃止前

の医療費等につきましては従前の特別会計により処理するというとされておりまして、この平成22年度をもって経過措置期間が終了することから、老人保健医療事業特別会計を廃止するものでございます。なお、特別会計廃止後の精算事務処理につきましては、今後、一般会計において行うこととなります。参考資料の7ページをご覧ください。改正案といたしましては、新旧対照表の左側、現行の第1条第5号、老人保健医療事業特別会計、老人保健医療事業とございますけれども、ここの項目を削除するとともに、表の右側の改正案の下の方でございますけれども、附則の第1項に、施行期日を規定するとともに、第2項におきまして、経過措置において、老人保健医療事業特別会計の平成22年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例によることを規定いたすものでございます。説明は以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ありませんか。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい。それでは、これより議案第24号美祢市特別会計条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい、全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第25号美祢市へき地保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、田代課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） それでは、美祢市へき地保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案書の25ページをお開き下さい。また、併せまして、参考資料といたしましては、8ページに新旧対照表を掲載をしております。それでは、ご説明申し上げます。平成22年3月31日付けをもちまして、美祢社会復帰促進センター側から、地域との共生の観点から社会復帰促進センター敷地内に美祢市が運営する保育園を設置したいとの申し



出がございました。現在少子化による児童の減少が、センター内児童の入園により歯止めになるのではないかとということ、また、現豊田前保育園舎も老朽化していることから、市といたしましても、センター側の申し出を受諾することとして、保護者を始め地域の皆様への説明会を開催してまいりました。説明会以降も児童の安全・安心を最重要課題とするとともに保護者の皆様のご意見も拝聴いたしまして、現在開園に向け施設改修工事も進んでおるところでございます。今日、地域の皆さんからのご理解はいただけたものと判断させていただき、平成23年4月1日開所に向け準備をしているところでございます。以上によりまして、美祢市立豊田前保育園を現在の大嶺町奥分3331番地から豊田前町麻生下10番地31に移転することに併せまして、児童福祉法第45条の規定中児童福祉施設最低基準に基づき施設の構造上、入所定員を40人から35人に改正するものであります。また、この給食についてでございますけれども、説明申し上げますが、現在の豊田前保育所では、給食を実施しておりませんが、移転後の施設については、調理室も設置されておりまして、給食も可能でございます。市といたしましては、移転後、入園者の状況を見ながら給食を開始する方向で事務を進めてまいりました。出来れば美祢社会復帰促進センター収容施設増設により職員が増加し、それに伴う園児の増加も見込まれる10月から給食を開始したいと考え、当初予算の指定管理料について、給食実施のための予算は計上しておりません。しかしながら、現在入園希望者13名うち1名が1歳児でございます。また、さらに5月から1歳児1名の入園の希望がありますことから、美祢社会復帰促進センター及び地域の保護者からも早い時期での給食実施の要望が高くなっております。このような状況の中、現在指定管理者と平成23年4月からの給食開始に向け、協議を進めておりますけれども、実施開始日については、調整中でございます。豊田前保育園の保育料は、園児一人当たり一律1万1,000円で、給食費は含まれておりません。給食実施により保護者の負担が増すこととなりますけれども、概ね保護者の了解は得られております。指定管理者が保護者から給食の賄い材料費相当金額を直接徴収することになり、その他の調理に係る経費につきましては、指定管理料として市が負担することとなります。今後、調整がつきしだい給食を開始し、必要となる予算につきましては、補正予算で対応したいというふうに考えております。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。説明が終わりましたが、

本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ないですか。はい。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい。それでは、これより議案第25号美祢市へき地保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい、ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第26号美祢市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についてと議案第34号美祢市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についての2件については、関連がありますので一括して執行部より説明を求めます。よろしく申し上げます。はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 失礼いたします。続きまして、議案第26号美祢市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止、また、関連があるということで、議案第34号美祢市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について併せてご説明をさせていただきます。議案書につきましては26-1ページ並びに34-1ページでございます。また、別冊の参考資料の19ページ以降に指定管理者となる団体の概要、沿革、組織図、そして定款等が記載されておりますので、ご参照いただければと思います。美祢市老人デイサービスセンターにつきましては、平成8年に秋芳町秋吉に建設された保育所と併設をされた施設で、旧秋芳町時代から、秋吉デイサービスセンターとして、65歳以上の虚弱な高齢者へ入浴、あるいは給食のサービスが、社会福祉法人豊徳会により提供され、地域の高齢者福祉の向上の一翼を担っており、合併後におきましても、引き続いてその機能は継続をされ、平成21年度からは指定管理者制度によりまして、同法人が、管理・運営を行い、現在に至っております。こうした状況の中、第4期介護保険事業計画に盛り込まれた地域密着型の小規模特別養護老人ホームが、前述の社会福祉法人豊徳会により秋芳町秋吉に建設され、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、通所介護の各サービスが、平成の23年8月より提供され

ることとなりました。このことによりまして、通所介護サービスにつきましては、同じ地区内に同種の社会資源が充足をすることとなるため、この度、小規模特別養護老人ホームの開設に併せて、美祢市老人デイサービスセンターを廃止することといたしたところでございます。以上のことを踏まえまして、議案第26号美祢市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止につきましては、本年7月31日をもって、同条例を廃止をいたすこと。また、さらに、議案第34号美祢市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてにおきましては、現在の指定管理の期間が、本年の3月31日をもって満了となることから、本年4月1日から7月31日までの間の指定管理者として、平成8年の設立以来、管理・運營業務を行ってきた社会福祉法人豊徳会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、それぞれ議決を求めるものでございます。説明は以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。採決は別々にさせていただきます。それでは、まず議案第26号に対してのご質疑はございませんか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 秋吉保育園の中に併設されているデイサービスセンターの、いわゆる施設の跡利用ですね。これ、どう考えておられるか。と言うのが、今4月1日から7月31日までは、一応この豊徳会のほうでお世話される。で、新しい施設が出来たら、そちらに移管ということですが、跡地いわゆるその施設の利用は、もうそれで打ち切りなのか。他の用途があるのかどうか。

委員長（山本昌二君） はい、田代課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 秋吉デイサービスセンターが8月1日をもちまして、新たな地域密着の小規模特養のほうで青景園が運営されるということでございます。現在の秋吉保育園の隣に隣接しておりますデイサービスセンターは、当然空いてまいりますが、その跡につきましては、児童福祉施設として利用したいと考えております。この内容につきましては、現在、高齢者コミュニティセンターの一室をお借りして児童クラブを運営しております。これは、社会福祉協議会にお願いしておりますけれども、その高齢者のコミュニティセンターも本来の福祉業務を実施されるには、児童クラブがちょっと狭いだろうということで、今回の秋吉デイサービスの跡については、児童クラブをその場所で開催していただくとい

うことにしております、建物全体を児童福祉施設として管理をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい。ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ございませんか。はい。それでは、これより議案第26号美祢市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決いたします。

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に34号に対する質疑はございませんか。はい、河本委員。

委員（河本芳久君） 参考資料の28ページに定款がございますが、定款の変更。この附則のところでは役員構成が載っております。理事さんの。理事長、理事、監事、資料では28です。28ページ、こちらの参考資料の。差し支えがなかったら現在の理事、監事等のお名前をお知らせ願いたい。と言うのは、この設立は青景小学校というその学校の跡地を町が提供して、町の関係者、または地元の関係者が理事として管理運営されてきた経緯があります。それが、豊徳会がどんどん拡充される中で、地域との連携、密着型と言いながら、地域との連携の中でどういう役員構成で管理運営されているか。これは、ほかのところの定款は、皆、替えられております。でもここの役員構成については、30年前の方々。これ全部大半は故人となっておられる。もう今は、亡くなっておられますね。そういったことで、支障がなかったらお聞かせ願いたい。

委員長（山本昌二君） 今、河本委員のご質問に対する、別に何でしょう。いいでしょう。

委員（河本芳久君） 今、分からなかったら、また、機会があれば。と言うのは、どういうことかという地元として受け入れて、ここの敷地を今、この度の施設が設置されるときも、かなりの財政的な支援を秋芳町がしておるわけです。土地購入にあたって。そういう地域密着型で当初は、そういう形の管理運営で役員構成も

なされていたが、現段階は、どういうふうになっておるか。やはり地元の人とも関心があるわけです。以上です。（発言する者あり）

委員長（山本昌二君） はい、只今の河本委員の質問に対する執行部からの答弁、ご答弁につきまして、いろいろと諸事情もございましょうけれども。はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 先程の河本委員からのご質問でございますけど、今、ちょっと手元にも資料もございませんので、ここでのご回答は、ちょっとかないませんが。また後日、お知らせするということにつきましては、ちょっと個人情報等の絡みもございまして、そういった中で適切な措置を講じさせていただく中で対応させていただければというふうに考えております。ご了承のほうよろしく願いいたします。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。他に委員の皆さん質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、議案第34号に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい。それでは、これより議案第34号美祢市老人デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について、原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） はい。全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案9件につきまして、審査を終了いたしました。その他、委員の皆さんから何かございませんか。もし、ございましたら発言をお願いしたいと思いますが、ありませんか。はい、いいですか。ほかに。ございませんでしたら、はい、杉原課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） すみません。先程の出産育児一時金の中で説明したものに補足説明をさせていただければと思います。今、出産育児一時金につきましては、42万円とご説明申し上げたわけなんですけど、まず、基本額といたし

まして、35万円が出産育児給付金の基本額でございます。その上に3万円の引き上げというのがございまして、これは、産科医療補償制度に加入している医療機関等に入院された場合については、3万円が上乘せされるということで38万ということになります。そして、21年10月から4万円の引き上げということになりまして、合わせまして42万円という形になっております。ですから、この産科医療補償制度に関係しない施設につきましては、3万円減の形の39万円というふうな形の支給となっております。以上でございます。それでは、3万円の引き上げについては、平成21年の1月からということになっております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい。今、ご説明がございましたが、いいですか。ありがとうございました。他にはございませんか。執行部のほうからもいいですね。ありがとうございました。ないようでしたら、これにて、本委員会を閉会いたしたいと思います。ご審査ご協力誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午前11時51分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年3月7日

教育民生委員長

山本昌二